

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2023-05

ハイライト：

「訴訟の代わりに合意」知的財産紛争の調停申請-急増	1
小規模事業者のサービス商標を1ヶ月以内に処理	2
大法院、「移动通信特許のパワー濫用」のクアルコムに1兆ウォン台の課徴金を確定	3
2022年、韓国企業の欧州特許出願件数・・・歴代最高記録を更新	4
ナトリウムバッテリーの寿命と出力、画期的に高めた	5



IP制度

「訴訟の代わりに合意」知的財産紛争の調停申請-急増

- 特許庁における産業財産権紛争の調停申請、4年間に年平均19%増加
- 95%は中小企業と個人・・・両当事者の調停参加により66%が解決

小規模事業者Aと中堅企業Bは、商標権関連の紛争で権利範囲確認審判及び刑事告訴まで進み、4年以上紛争を続けていたが、産業財産権紛争調停委員会による調停に合意し、審判及び刑事告訴の全てを取り下げ、4年に亘る紛争が約2ヶ月で解決された。

最近、アイデアの奪取や営業秘密の侵害など、知的財産紛争に対する関心が高まっている中で、[特許庁産業財産権紛争調停制度]を通じて紛争を解決する事例が増えている。

産業財産権紛争調停制度の申請後、相手方が調停に応じた10社のうち6.6社が調停に合意する等、調停の成立率が高まっていることから、知的財産紛争を迅速に解決する上で合理的な代案になっている。

【 産業財産権紛争調停制度 】

産業財産権紛争調停制度は、特許、商標、デザイン、実用新案など産業財産権及び営業秘密、不正競争行為、職務発明などの紛争を、専門家の手を借りて当事者間の対話と合意により解決する制度だ。訴訟や審判に比べて迅速かつ円満に紛争を解決できるメリットがあり、調停が成立した場合、確定判決と同様の「裁判上の和解」の効力が発生し、相手方が合意事項を履行しない場合、強制執行も可能だ。

<産業財産権紛争調停の年度別申請件数>

特許庁によると、2019年には45件に過ぎなかった産業財産権紛争調停申請件数が、2022年には76件へと、4年間に年平均19%増加*したことが分かった。特に、今年4月現在で38件受け付けられており、12月には調停の申請件数が100件を超える見通しだ。

*産業財産権紛争調停委員会への調停申請(件) : 2019年/45件 → 2020年/70件 → 2021年/83件 → 2022年/76件 → 2023年/100件(予想)

〈産業財産権紛争における調停の成立率〉

同期間に産業財産権紛争調停を申請した企業のうち、相手方が調停に応じた企業の調停の成立率も4年間の平均で66%に達するなど、紛争の解決効果も高いことが分かった。調査によると、2022年を基準に、相手方が調停制度に参加した場合の調停の成立率は約64%に達し、調停に応じなかった場合を含めても申請事件全体の47%が解決*したことが分かった。

*全体76件、成立35件、不成立(意見不一致等)20件、調停不応19件、取下げ2件

〈産業財産権紛争の調停における企業分類別の申請現況〉

過去5年間(2019～2023.4.21)の企業分類別の申請現況を見ると、申請件数計312件のうち、個人・中小企業の申請が297件で95%に達しており、中小企業の利用率が高いことが分かった。

これは、産業財産権紛争調停制度を利用すれば、平均で2ヶ月以内に事件が処理(2022年/産業財産権紛争調停申請件の平均処理期間:62日)され、申請費用が別途かからず複雑な過程もないため、資本力不足の中小企業であっても手軽に利用できるためと分析できる。また、迅速で低コストというメリットだけでなく、紛争解決の効果も高いことが示された。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「産業財産権紛争調停制度は、時間及び費用の十分でない中小企業にとって特に効果的な紛争解決の手段」とし、「特許庁は、韓国企業が速やかに紛争を解決して本来の業務に集中できるよう、調停による紛争解決へのサポートを拡大していく予定」と述べた。

一方、関連の紛争で困っている企業や個人は、韓国知識財産保護院の産業財産権紛争調停委員会事務局(www.koipa.re.kr/adr)から申請書をダウンロードして申し込むことができ、申請書の作成に不明な点が

ある時には、詳しい案内やサポートを受けることができる。

小規模事業者のサービス商標を 1ヶ月以内に処理

小規模事業者のサービス商標の出願審査の処理が1ヶ月以内になされていることが分かった。特許庁では今年1月にサービス商標の優先審査課を新設し、小規模事業者が迅速に商標権を得られるようサポートしてきたためだ。

特許庁長は、「サービス商標優先審査課の早い審査で、小規模事業者の早期商標権確保を支援することによって、経営の安定に貢献している」と述べた。

最近、商標出願の優先審査への要求が増えている。商標出願が増えるに従って、審査の処理期間が遅くなっているためだ。

商標出願全体に対する優先審査申請の割合は、2019年の3.8%から2022年は13.2%へと3倍以上増えた。優先審査申請全体でのサービス業の割合は、同期間に41.8%から48.6%へと増加した。2023年2月は50.1%で半分を超えている。

特に卸・小売業及び飲食店業分野は、他人の許可なく無断で使用するケースも多いため、商標権の紛争が頻繁に起きている。特許庁は、積極的な行政を通じて出願人に審査結果を早く提供する必要があるため、今年1月に『サービス商標優先審査課』を新設した。

優先審査課が発足して100日がたち、飲食店業の場合、処理期間が約2ヵ月から1ヵ月以内へと50%近く大幅に短縮された。

サービス商標審査課が発足してから、小規模事業者商標登録第1号となる『うなぎカン(UNAGI KHAN)』のイ代表は、「商標登録が早くて驚いた」としながら、「自らの商標を持つことで、安心して事業運営ができるようになり、嬉しい」と伝えた。

特許庁は、「今後も、小規模事業者が知的財産を通じて安定した成長を遂げられるよう努力していきたい」と語った。

特許庁、日韓商標専門家会議 3年ぶりに再開

特許庁は、4月11日にオンラインで開かれた「第18回日・韓商標専門家会議」で両国の商標分野の協力及び発展の方向について議論した。

今回の会議は、日・韓首脳会談後に提示された両国政府の各部署間における協力体系の構築及び多様な分野における協力増進の一環として、商標分野での両国の協力を強化するために行われた。

日・韓商標専門家会議は2004年以来、▷両国の商標審査制度及び慣行の共有、▷審査実務セミナー、▷商標審査官の相互交流など、具体的な協力増進案を議論するために行われてきたが、2020年を最後に中断されていた。

3年ぶりに再開された今回の会議には、日・韓特許庁の商標専門家が出席し、▷商標に関する主な政策の推進方向及び出願動向、▷共存同意制導入の検討など商標法改正の方向、▷商標先進5ヵ国協議体(TM5)における日・韓の協力案などについて意見が交わされた。

両国は、商標審査処理期間短縮のための任期制補助審査官の採用（日本）や小規模事業者が多く出願するサービス商標の優先審査専門組織の新設（韓国）など、両国の審査処理期間の短縮に向けた努力について共有した。

また、オンライン取引の拡大及び仮想空間の登場など、変化する取引実情に歩調を合わせるための方策として、デジタル空間における偽造商品根絶案（日本）及び仮想商品審査指針（韓国）等を共有した。

さらに両国は、地理的表示目録の交換を3年ぶりに再開することにした。両国は2011年～2020年まで毎年1回、各国の地理的表示目録を交換して商標審査の参考資料として用いてきたが、商標専門家会議の中断以降、地理的表示目録の交換も中断されていた。

なお両国は、商標分野の持続的な協力のために、▷商標分野における局長レベルの二国間会議を5月に韓国主催で開催し、▷2024年度の商標専門家会議も韓国で開催することで合意した。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「これまで20年間、日・韓両国は、商標専門家会議を通じて様々な分野で緊密に協力し合いながら、商標制度の発展のために努力してきた」としつつ、「5月に開催予定の日・韓局長レベル二国間会議を通じて、商標分野の協力を継続して行っていきたい」と述べた。



紛争

大法院、「移動通信特許のパワー濫用」のクアルコムに1兆ウォン台の課徴金を確定

多国籍通信社であるクアルコムが、市場支配的地位を濫用して携帯電話メーカーなどに不当な契約を強要したという理由で、公正取引委員会（以下、公取委）が賦課した1兆ウォン（約1,016億円）台の課徴金が大法院において最終的に確定された。

大法院3部は、4月13日、クアルコム・インコーポレイテッド及びクアルコム・テクノロジー・インコーポレイテッド、クアルコムCDMAテクノロジー・アジアパシフィックの上告を棄却し、公取委の処分が正当という判決を確定した。

米国にあるクアルコム本社のクアルコム・インコーポレイテッドは特許権事業を、残りの2社は移動通信用モデムチップセット事業を行っている。

公取委は2016年、これら3社に歴代最大規模の課徴金1兆311億ウォン（約1,333億円）を賦課して是正命令を下した。クアルコムがモデムチップセットの供給と特許権を連携し、企業に対していわゆる「パワー濫用」し特許権を独占したというものだ。

クアルコムは、携帯電話の生産に欠かせない移動通信の標準必須特許(SEP)を保有しているが、特許の利用を望む事業者にSEPを差別なく提供するという「FRAND確約」をすることで、SEP保有者としての地位が認められた。

しかし、サムスン・インテルなどのチップセット会社が契約の締結を要求してもこれを拒否したり販売先を制限するなど、実質的な特許権の使用を制限したと公取委は判断した。

また、クアルコムがチップセットを供給している携帯電話メーカーにも特許権の契約を共に結ぶよう強制し、こうして強化されたチップセット市場における支配力をバックに、携帯電話メーカーとの特許権契約も一方的な条件で締結したものであると公取委は結論を下した。

「抱き合わせ販売」のように必須とはいえない特許権契約まで要求したり、携帯電話の販売額の一定割合を「実施料」という名目で受け取るというものだが、調査によると、携帯電話メーカーの特許権も譲渡されたことが分かった。

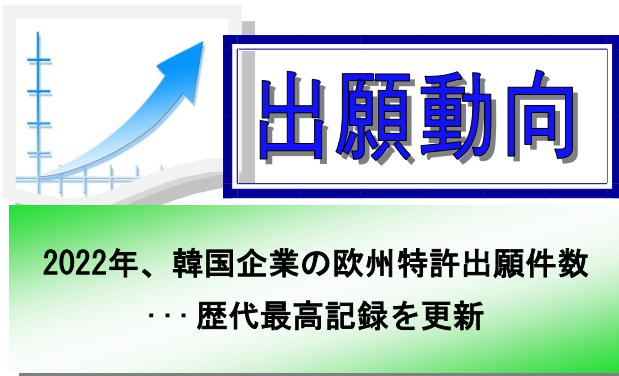
公取委の処分を不服としたクアルコムは、翌年取り消し訴訟を提起したが、2019年ソウル高等法院(原審)は、公取委の是正命令10件のうち8件が適法であり、課徴金も正当という判断を下した。

原審の裁判部は、「正常な取引慣行に照らしてみると、チップセット会社に妥当でない条件を提示し、不当に競争を制限するなど、市場支配的地位を濫用したことが認められる」とし、「取引上の優位を濫用して携帯電話メーカーに不利益な取引を強制し、不当に競争を制限した点も認められる」と判断した。

ただし、携帯電話メーカーに抱き合わせ販売的な契約を要求したり、実施料などを受け取った部分については、不利益な取引を強制したり、競争を制限した行為ではないと見た。

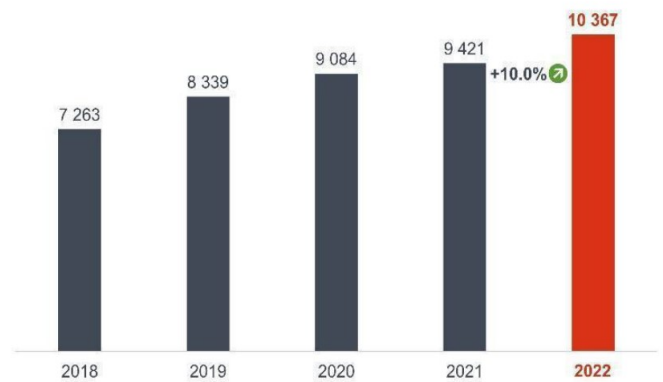
クアルコムは判決を不服として上告したが、大法院は原審の判断が正しいと見て、処分はそのまま確定された。

大法院の関係者は、「公正取引法上、妥当性のない条件の提示や不利益の強制行為等が、他の事業者の事業活動を不当に難しくする行為として、市場支配的地位の濫用行為に該当するか否かの判断基準を再確認し、具体化したもの」と説明した。



韓国は2022年、欧州特許庁(EPO)に前年比10%増の10,367件の特許を出願し、特許出願数において歴代最高の新記録を更新した。

3月28日に欧州特許庁が発表した「2022特許指数」によると、韓国は、昨年の欧州特許庁上位15ヶ国の中で2番目に高い成長率を示している。韓国企業が過去5



European Patent Office 2022

▲韓国の欧州特許庁への特許出願及び成長の勢い (出典=欧州特許庁)

年間に欧州で出願した特許は60%増加し、現在、欧州特許庁の出願件数における上位6位、出願数全体の5.4%を占めていることが分かった。

特許出願数は、研究開発に対する企業の投資現況を示す初期指標であり、このような結果は、昨年来の世界経済の不確実性の中でも、たゆまず堅実なイノベーションをなしてきたことを表している。

欧州特許庁(EPO)のカンピーノス長官は、「クリーンテクノロジー及び電気の生産、移転、保存に関する特許出願が堅実に増え続けている」とし、「現在、こうした持続的ブームがエネルギーの転換を主導している」と語った。さらに、「第4次産業革命が我々の生活と産業部門に多くの影響を及ぼしており、運送からヘルスケア分野に至るまで、スマートな未来に向けたイノベーションが続いている。デジタル技術及び半導体分野の特許出願が急激に増えていることから、これらを確認することができる」と加えた。

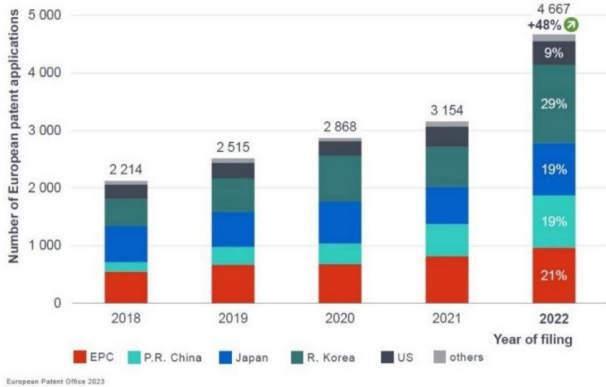
電子機器/エネルギー及び生命工学分野のイノベーションブーム

欧州特許庁における韓国の特許出願で上位5つの技術分野は、電気機械/装置/エネルギー、デジタル通信、コンピュータ技術、半導体及び視聴覚技術だ。

韓国企業の特許出願で最も成長しているのは、電気機械/装置/エネルギー分野だ。同分野における2022年の韓国の特許出願は、前年対比67.7%増であり、これは中国(+47.4%)、日本(+19.9%)、米国(+18.1%)の成長率をいずれも上回る数値となっている。特にバッテリー技術分野の出願数は、2021年には14%減少しているが、2022年に再び96%まで反騰した。同分野の中国及び日本の特許出願数はそれぞれ63%、40%増だった。のみなら

ず、韓国のバッテリー技術分野における特許シェアは、2022年に29%まで上昇している。また、2018年から2022年までのバッテリー技術分野の特許出願順位では、LGグループ：1位、サムスングループ：3位、そして、SKグループが5位に名を挙げている。

Conversion of chemical to electrical energy (i.e. batteries, H01M) – Countries of origin



▲ 出典=欧州特許庁

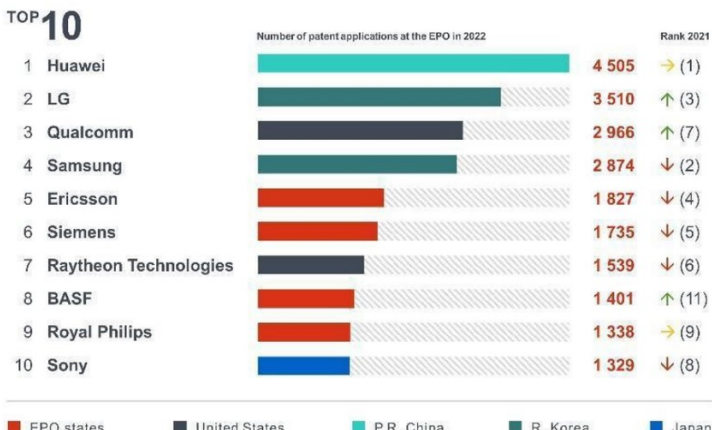
韓国が2番目に強いといえるデジタル通信分野では、特許出願が対前年比22.6%増であり、生命工学分野では54.9%の増加率を記録し、主要特許出願国の中で最も高い増加率を示している。

欧州特許庁 (EPO) の特許出願上位5社に、LG2位・サムスン4位

LGは、2021年比+44.9%増となる計3,510件の特許を出願し、2022年の欧州特許庁における出願人全体の総合順位で2位を占めた。1位は4,505件出願したファーウェイであった。またLGは、電気機械/装置/エネルギー分野で世界の全企業のうち1位となっており、測定分野で5

▼ 出典=欧州特許庁

Top ten applicants 2022



位、その他の特殊機器分野で7位、デジタル通信分野では8位を占めている。

TOP 15

1	LG	3 510
2	SAMSUNG	2 874
3	SK GROUP	277
4	HYUNDAI	177
5	POSCO	138
6	HYUNDAI MOTOR	110
7	CJ CHEILJEDANG	100
8	KT&G	95
9	KOLON INDUSTRIES	63
10	HANWHA SOLUTIONS	52
11	LS ELECTRIC	46
12	KOREA UNIVERSITY	37
13	SEOUL VIOSYS	34
14	WILUS INSTITUTE OF STANDARDS AND TECHNOLOGY	32
15	SEOUL NATIONAL UNIVERSITY	31

European Patent Office 2023

▲ 欧州特許庁の特許出願上位ランキング, 韓国機関_2022 (特許出願数基準) / 出典=欧州特許庁

なお、サムスは2022年の欧州特許庁の出願人別順位で4位であり、半導体分野では昨年に続き2023年も1位を記録しており、その他コンピュータ技術とデジタル通信分野ではそれぞれ3位及び4位にあがっている。

最新技術

ナトリウムバッテリーの寿命と出力、画期的に高めた

韓国の研究陣が、リチウムイオンバッテリーに代わることが期待されるナトリウムバッテリーの寿命と出力を向上させることに成功した。

韓国エネルギー技術研究院は、光州エコエネルギー研究センターのチェ・ソンフン先任研究員の研究チームが、高電圧正極素材用の新たなバインダー素材を開発し、ナトリウムイオンバッテリーの安定性及び出力を大幅に改善することに成功したと明らかにした。研究結果は、国際学術誌「Journal of Materials Chemistry A」3月号のカバー論文に掲載され

ている。

塩の主成分であるナトリウムは、地球上で6番目に多い元素だ。リチウムより440倍豊富であり、値段は約80倍安価であるため、バッテリー製作の際に単価を大幅に下げることができると予想される。また、リチウムイオンと同じ酸化数を有するアルカリイオンでありリチウムイオン電池と作動メカニズムが非常によく似ているため、多くの注目を浴びている。

高いエネルギー密度を有するナトリウム電池の正極材として知られているフッ化リン酸バナジウムナトリウム(NVPF)は、4V以上の高電圧では電解質と副作用が起きる。この時に使われる商用の正極バインダーであるPVDFは、「CEI」と呼ばれる不安定な固体電解質皮膜を形成し、正極表面を効果的に保護することができない。

このため、副作用を効果的に制御できず、電解質内の水と反応してフッ化水素を形成することになる。形成されたフッ化水素は、正極の構造を攻撃して構造を崩壊させてしまい、性能劣化を誘導する。

研究チームは、電気化学的反応中にフッ化水素の生成を抑制できるナトリウムポリアクリレートバインダーを適用し、バッテリー寿命と出力特性を飛躍的に向上させた。

研究チームが適用したバインダーは、充放電過程でバインダーのナトリウムイオン(R-COONa)とフッ化水素の生成中間体である HPo_2F_2 の水素イオンとの元素交換反応を通じて、アクリル酸(R-COOH)と NaPO_2F_2 とを多量に作り出す。多量に生成された NaPO_2F_2 は、ナトリウム

イオンが安全によく移動する通路の高イオン伝導性のCEIを形成し、正極を効果的に保護して電解質の追加分解を抑制させる。研究チームは、計算科学を通じてバインダーのこのような性能を確認した。

チェ前任研究員は、「今回開発したバインダーは、次世代のナトリウムイオンバッテリーの高電圧正極に適用して、商用のPVDFバインダーに比べて優れたバッテリー性能を実現し、作動原理の究明を通じてバインダーの設計方向に対するビジョンを提示したもの」とし、「今後、ナトリウムイオンバッテリーだけでなく、多様な高電圧ベースの正極バインダーの設計に大きく貢献できると思う」と語った。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr